

# 都道府県の補完等関連資料

---



# 市町村の状況

○ 東京都特別区、三大都市圏の指定都市、連携中枢都市、定住自立圏の中心市要件に該当する市及びこれらに対する通勤・通学10%圏(平成22年国勢調査)に含まれる市町村であるかどうかを、人口別に機械的に整理すると、次のとおりとなる。

	(1)含まれる市町村	(2)含まれない市町村	小計
<b>200,000～</b>	<b>109</b>	<b>2</b>	<b>111</b>
<b>150,000～199,999</b>	<b>48</b>	<b>2</b>	<b>50</b>
190,000 ～ 199,999	9	1	10
180,000 ～ 189,999	8	1	9
170,000 ～ 179,999	9	0	9
160,000 ～ 169,999	13	0	13
150,000 ～ 159,999	9	0	9
<b>100,000～149,999</b>	<b>104</b>	<b>2</b>	<b>106</b>
140,000 ～ 149,999	16	1	17
130,000 ～ 139,999	17	0	17
120,000 ～ 129,999	24	0	24
110,000 ～ 119,999	25	0	25
100,000 ～ 109,999	22	1	23
<b>50,000～ 99,999</b>	<b>251</b>	<b>20</b>	<b>271</b>
90,000 ～ 99,999	28	2	30
80,000 ～ 89,999	39	6	45
70,000 ～ 79,999	37	5	42
60,000 ～ 69,999	63	1	64
50,000 ～ 59,999	84	6	90
<b>～49,999</b>	<b>776</b>	<b>404</b>	<b>1,180</b>
40,000 ～ 49,999	87	11	98
30,000 ～ 39,999	122	24	146
20,000 ～ 29,999	121	40	161
10,000 ～ 19,999	211	84	295
5,000 ～ 9,999	144	98	242
1,000 ～ 4,999	88	124	212
～ 999	3	23	26
<b>合計</b>	<b>1,288</b>	<b>430</b>	<b>1,718</b>

# 第30次地方制度調査会答申（抄）①

（平成25年6月）

## 第4 基礎自治体の現状と今後の基礎自治体の行政サービス提供体制

### 2 基礎自治体による事務の共同処理等の現状と課題

#### (1) 市町村間の広域連携や都道府県による補完の必要性

人口減少・少子高齢社会における今後の基礎自治体の行政サービス提供体制については、基礎自治体の担うべき役割を踏まえ、自主的な市町村合併や共同処理方式による市町村間の広域連携、都道府県による補完などの多様な手法の中で、それぞれの市町村がこれらの中から最も適したものを自ら選択できるようにしていくことが必要である。

中でも、将来的に近隣市町村との共同処理を行うことが必要と考える市町村は多く存在し、市町村間の広域連携を一層進めていこうとするニーズは高い状況にある。市町村が基礎自治体としての役割を果たしていく上で、市町村間の広域連携は有効な選択肢であり、その積極的な活用を促すための方策を講じるべきである。

さらに、自ら処理することが困難な事務について、将来的に都道府県が処理することが必要と考える市町村があり、都道府県の補完にも一定のニーズがある。都市機能が集積した都市から相当離れていること等の理由から、市町村間の広域連携によることが困難な場合には、都道府県による補完も重要な選択肢であり、これに資する方策を講じるべきである。

### 3 具体的な方策

#### (5) 都道府県による補完

小規模な市町村などで処理が困難な事務が生じた場合において、地方中枢拠点都市や定住自立圏の中心市から相当距離がある等の理由から、市町村間の広域連携では課題の解決が難しいときには、当該市町村を包括する都道府県が、事務の一部を市町村に代わって処理する役割を担うことも考えられる。

現行法においては、市町村の事務を都道府県に委託しようとする際、都道府県に当該事務を処理する体制がない場合等に、当該事務の委託はふさわしくないものとされてきた。市町村優先の原則や行政の簡素化・効率化という事務の共同処理制度の立法趣旨に留意しつつ、地方公共団体間の柔軟な連携の仕組みを制度化し活用することにより、都道府県が事務の一部を市町村に代わって処理することができるようにすべきである。

なお、小規模市町村における事務処理の確保を考えるに際しては、各市町村の地理的条件や社会的条件が多様であることに鑑み、行政の効率化等の観点のみにとらわれることなく、地域の実情を十分踏まえることが必要である。

# 事務の代替執行（地方自治法改正）①

（地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）【抜粋】）

## 第五款 事務の代替執行

（事務の代替執行）

第二百五十二条の十六の二 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、当該他の普通地方公共団体の事務の一部を、当該他の普通地方公共団体又は当該他の普通地方公共団体の長若しくは同種の委員会若しくは委員の名において管理し及び執行すること（以下この条及び次条において「事務の代替執行」という。）ができる。

- 2 前項の規定により事務の代替執行をする事務（以下この款において「代替執行事務」という。）を変更し、又は事務の代替執行を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。
- 3 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により事務の代替執行をし、又は代替執行事務を変更し、若しくは事務の代替執行を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合に準用する。

（事務の代替執行の規約）

第二百五十二条の十六の三 事務の代替執行に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 事務の代替執行をする普通地方公共団体及びその相手方となる普通地方公共団体
- 二 代替執行事務の範囲並びに代替執行事務の管理及び執行の方法
- 三 代替執行事務に要する経費の支弁の方法
- 四 前三号に掲げるもののほか、事務の代替執行に関し必要な事項

（代替執行事務の管理及び執行の効力）

第二百五十二条の十六の四 第二百五十二条の十六の二の規定により普通地方公共団体が他の普通地方公共団体又は他の普通地方公共団体の長若しくは同種の委員会若しくは委員の名において管理し及び執行した事務の管理及び執行は、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員が管理し及び執行したものとしての効力を有する。

# 事務の代替執行（地方自治法改正）②

（地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）（平成26年5月30日）【抜粋】）

## 第4 連携協約制度等の創設に関する事項

### 2 事務の代替執行制度

- (1) 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、当該他の普通地方公共団体の事務の一部を、当該他の普通地方公共団体又は当該他の普通地方公共団体の長若しくは同種の委員会若しくは委員の名において管理し及び執行すること（以下「事務の代替執行」という。）ができるものとされたこと。（法第252条の16の2第1項関係）

事務の代替執行は、市町村の間において行う場合のほか、条件不利地域の市町村において近隣に事務の共同処理を行うべき市町村がない場合等において、市町村優先の原則や行政の簡素化・効率化という事務の共同処理制度の立法趣旨を踏まえつつ、都道府県が事務の一部を当該市町村に代わって処理することができるようにすることを念頭に制度化されたものであり、地域の実情に応じて、適切に運用されたいこと。

- (2) 普通地方公共団体が他の普通地方公共団体又は他の普通地方公共団体の長若しくは同種の委員会若しくは委員の名において管理し及び執行した事務の管理及び執行は、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員が管理し及び執行したものであるものとしての効力を有するものとされたこと。（法第252条の16の4関係）

上記の事務の代替執行の効果を踏まえ、事務の代替執行をする事務（以下「代替執行事務」という。）の処理について適切に意思疎通が図られるよう、代替執行事務の処理状況の報告や代替執行事務の処理方法についての協議を定期的に行うこと等をあらかじめ規約に定めておくことが望ましいこと。

また、代替執行事務の処理権限は事務の代替執行の求めを行った普通地方公共団体に残ることになるため、当該普通地方公共団体の議会は、代替執行事務の処理状況について必要な調査・審査等を行うものであること。

# 広域連携の仕組みと運用について

共同処理制度	制度の概要	運用状況(H26.7.1現在)
<p>連携協約</p>	<p>地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。</p>	<p>※地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号、平成26年11月1日施行)により創設。</p>
<p>協議会</p>	<p>地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。</p>	<p>○設置件数:210件 ○主な事務:消防38件(18.1%)、広域行政計画等29件(13.8%)、視聴覚教育22件(10.5%)</p>
<p>機関等の共同設置</p>	<p>地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。</p>	<p>○設置件数:416件 ○主な事務:介護区分認定審査129件(31.0%)、公平委員会115件(27.6%)、障害区分認定審査105件(25.2%)</p>
<p>事務の委託</p>	<p>地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。</p>	<p>○委託件数:5,979件 ○主な事務:住民票の写し等の交付1,341件(22.4%)、公平委員会1,143件(19.1%)、競艇856件(14.3%)</p>
<p>事務の代替執行</p>	<p>地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。</p>	<p>※地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号、平成26年11月1日施行)により創設。</p>
<p>一部事務組合</p>	<p>地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。</p>	<p>○設置件数:1,515件 ○主な事務:ごみ処理399件(26.3%)、し尿処理349件(23.0%)、消防276件(18.2%)、救急275件(18.2%)</p>
<p>広域連合</p>	<p>地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。</p>	<p>○設置件数:115件 ○主な事務:後期高齢者医療51件(44.4%)、介護区分認定審査45件(39.1%)、障害区分認定審査30件(26.1%)</p>

法人の設立を要しない簡便な仕組み

別法人の設立を要する仕組み

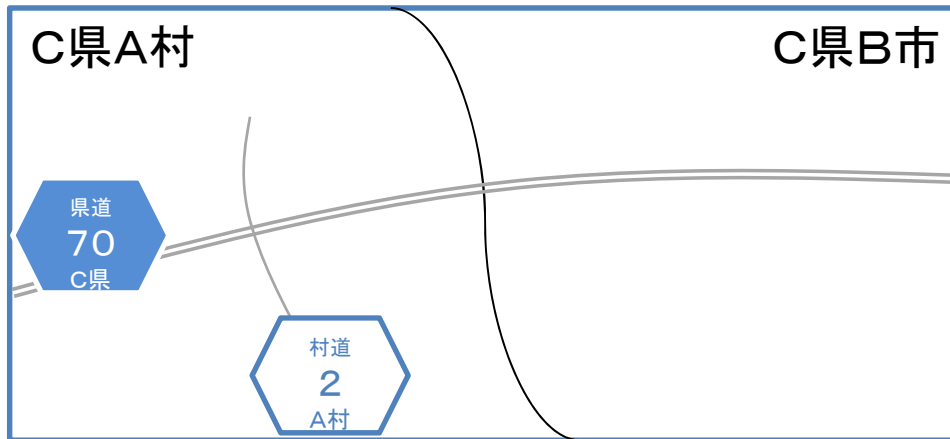
(注1) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。

(注2) 地方開発事業団、役場事務組合及び全部事務組合については、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により廃止。なお、同改正法の施行時(平成23年8月1日)に現に設けられている地方開発事業団(青森県新産業都市建設事業団)については、なお従前の例によることとされている。

# 事務の代替執行について

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、その事務の一部を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させること(事務の代替執行)ができることとする。

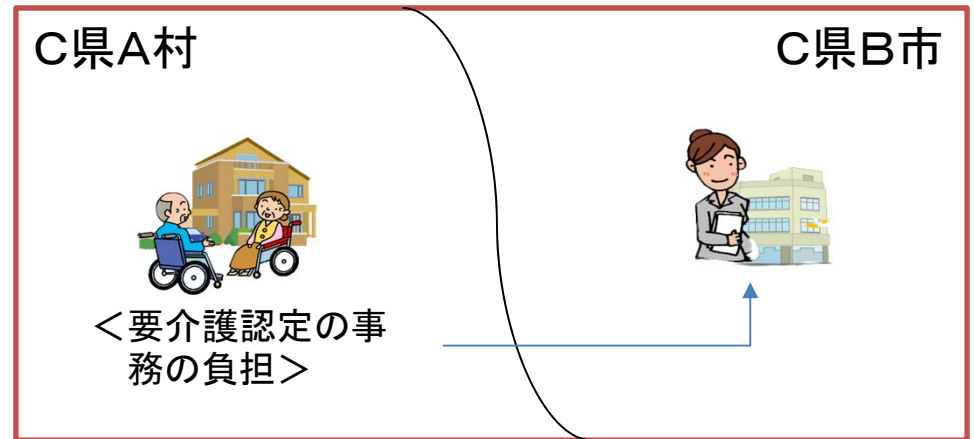
(例) インフラ(道路等)の維持管理の事務を代替執行



○ A村道の維持管理の事務をC県が代替執行

- <効果1> C県の専門的な技術を活用
- <効果2> C県道と併せた効率的な維持管理
- <効果3> A村の基準で維持管理

(例) 社会福祉関係(要介護認定)の事務を代替執行



○ A村の住民の要介護認定の事務をB市が代替執行

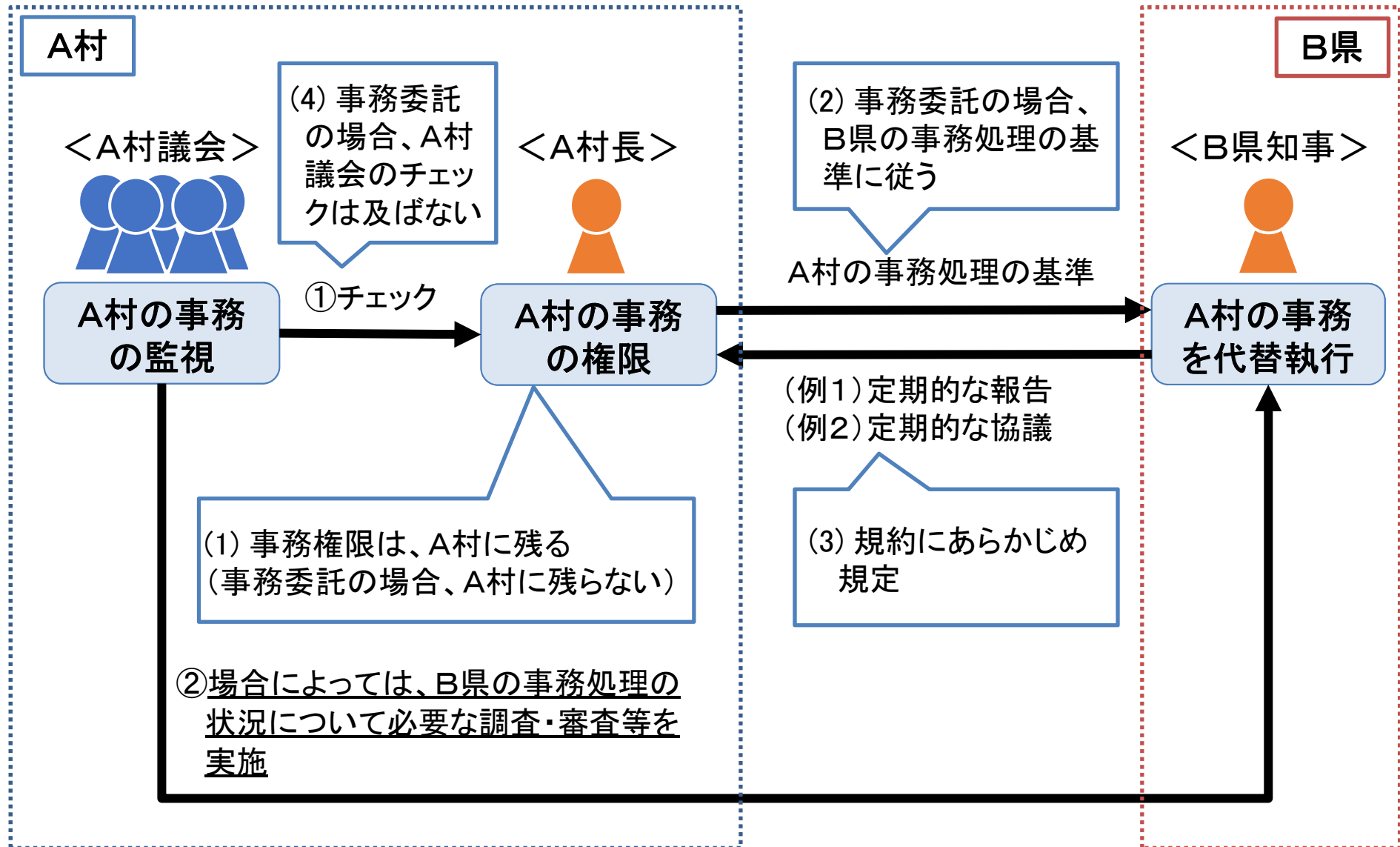
- <効果1> B市職員の専門的な知見を活用
- <効果2> 事例の蓄積による公平な認定
- <効果3> A村もB市の認定事務を監視  
(協議会の場合は別組織であるため、ガバナンスに問題あり)

事務を任せる側(A村)の意向を反映させ、かつ、効率的な広域連携が可能に



# 事務の代替執行における適正な事務処理の確保

【例】A村の事務をB県が代替執行する場合



# 小規模市町村の事務処理体制（例）

A村 行政機構図

人口：約900人

平成24年12月現在

組織		人員	
村長	副村長 (参事)	総務課	課長 1 (1) 課長補佐 1 (1) 係長 2 (2) 担当 2 (2) 計 6 (6)
		住民課	課長 1 (1) 課長補佐 1 (1) 係長 1 (1) 担当 1 (1) 計 4 (4)
		保健福祉課	課長 1 (1) 課長補佐 1 (1) 係長 2 (2) 担当 1 (1) 保健師 2 (1) 計 6 (6)
		診療所	所長(医師:非常勤) 1 (1) 事務長(看護師) 1 (1) 事務長補佐 1 (1) 看護師 1 (1) 計 4 (4)
		建設課	課長 1 (1) 課長補佐 2 (1) 係長 2 (2) 担当 1 (3) 計 6 (7)
		環境整備室	室長(課長補佐) 1 (0) 業務員 1 (0) 計 2 (0)

会計管理者	会計課	課長 1 (1) 担当 1 (1) 計 2 (2)	
議会	議会事務局	事務局長 1 (1) 担当 1 (1) 計 1 (2)	
教育委員会	教育長	教育委員会事務局	教育次長 1 (1) 係長 1 (2) 担当 2 (2) 計 4 (5)
		人員計	35 (36)
		幼稚園	3 (3)
		小中学校	1 (3)
		給食センター	(2)
		※ 教育長は定員管理調査の対象。非常勤の診療所長は対象外(+1名-1名)	0 (1)
		定管調査職員数	39 (45)

※ 選挙管理委員会事務局・監査委員事務局・固定資産評価委員会事務局は、総務課で兼務。また、農業委員会事務局は、建設課で兼務。

※ 土木技師、建築技師、司書・学芸員、栄養士、保育所保育師、ケースワーカー、農林水産関係技師は設置なし。

※ ( )書きは平成21年1月現在。

※ 歳入の状況(平成24年度決算ベース)

歳入合計	約 16億円
うち 地方税等	約 1億円
地方交付税	約 9億円
国庫支出金	約 2億円
その他	約 4億円

A村の組織・職員配置状況

課名	職員数	事務数	(係・グループ)	業務内容 (共同処理・民間委託の状況)	主担当者
総務課	6		総務・財政グループ	基金管理運営	①
課長	①	17	③	寄付採納	①
課長補佐	②	7	⑤	予算編成	①②
係長	③	6	⑥	執行管理	②
係長	④	5	企画グループ	財政計画	①②
主事	⑤	12	④	村債及び一時借入金	②③
主事補	⑥	10	⑥	セキュリティポリシー	⑤
				地方交付税	③
				財政関係調査報告	③
				ふるさと納税(定額給付含む)	④
				電子計算 (システム維持:一部民間委託)	⑤
				情報通信	⑤
				町村会	①
				渉外	①
				公印管守	①
				儀式及び表彰	①
				職員の任命	①
				服務 (公平委員会:委託)	①
				財産管理	①②
				区長会	①
				監査委員	①
				行政相談員	①
				給与 (退職手当:一組)	⑤
				共済組合 (公務災害:一組)	⑤
				職員研修 (職員研修:一組)	⑤
				栄典関係	⑤
				情報公開(個人情報保護含)	②⑤
				法令の審査及び公布	⑤
				文書管理	③
				領票	⑤
				選挙	⑤
				消防・防災 (消防:一組)	③
				庁舎管理 (清掃:一部民間委託)	③
				広報	⑥
				村長車運転業務	⑤⑥
				公用車両管理	⑤⑥
				文書收受	⑤⑥
				観光及び宣伝 (観光施設管理:民間委託)	①④
				商工業振興	①④
				地域振興	①④
				過疎計画策定	④
				交通	⑥
				防犯(地域安全)	⑥
				統計調査 (一部民間委託)	②
				計量	⑥
				文化・スポーツ施設管理	⑥
				世界遺産	⑤
				物産展	⑤

住民課	4		住民グループ	村人権・同和問題協議会事務局長	①
課長	①	15	②	県市町村・郡協議会会計事務	①
課長補佐	②	19	③	〇〇地区税務協議会(地方税部会含む)	①
係長	③	18	④	租税教育推進協議会	①
主事	④	16	税務グループ	予算	①
			①	条例改正(税関係)	①
			②	普通交付税(収入)	①
			③	人権擁護	①
			④	更正保護	①
				COKAS-R/AD(住民情報システム)関連	②
				予算(住民関係)	②
				条例改正(住民関係)	②
				戸籍	②
				住基	②
				印鑑登録	②
				外国人登録	②
				葬祭時手続事務	②③④
				戸籍住民事務連絡会	②
				戸籍住基等回答事務	②
				窓口業務(こみ袋販売含む)	②③④
				労働行政	③
				消費者行政	③
				行路病死入	③
				女性政策	④
				文書受付事務	④
				ゴミ袋在庫管理	④
				村人権・同和問題「啓発連協」事務局長補佐	②
				村民集会	②③④
				人権擁護委員、保護司	②
				ヒューマンフェスティバル	②③④
				村人権・同和問題「啓発連協」事務局	③
				課税徴収全般	②
				固定資産管理(国土調査関連、土地家屋管理台帳管理)	②
				軽自動車税	②
				予算(税)	②③
				固定資産税	③
				消費税全般(地方消費税、特会申告)	③
				諸税及び交付金の管理	③
				村部税務研究会	③
				県村民税、税申告	④
				法人税	④
				国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療料徴収	④
				使用料徴収(水道、下水道、住宅)	④
				税照会の回答事務	④
				窓口業務	①③④
				滞納整理全般	①
				滞納処分(捜索、差押、インターネット公売、換価等)	①③④
				滞納金管理	③
				地方税徴収対策会議	①
				納税交渉(電話催告、訪問催告、面接、分納計画等)	①③④
				財産調査	①③④

<b>保健福祉課</b>	6		福祉グループ	直営診療所	①
課長	①	10	③	社会福祉協議会	①
課長補佐	②	3	④	歯科診療所	①
係長	③	5	地域包括グループ	〇〇地区病院群輪番制	①
<b>係長</b>	<b>④</b>	<b>14</b>	②	国民年金	①
保健師	⑤	11	③	戦傷病者	①
保健師	⑥	11	⑤	遺族会	①
			⑥	追悼式	①
			ほけんグループ	手をつなぐ会	①
			②	いのちの電話	①
			③	民生児童委員会協議会	③
			④	善意銀行	③
			⑤	母子(父子)寡婦福祉	④
			⑥	保育関係	④
				少子化対策	④
				こども手当	④
				児童扶養手当	④
				特別児童扶養手当	④
				児童養育手当	④
				生活保護	④
				地域包括	②
				介護保険事業	②
				(介護認定審査会:広域連合)	
				老人福祉	④
				(ホームヘルパー、在宅配食:民間委託)	
				しょうがい者福祉	④
				(障害区分認定審査会:広域連合)	
				精神保健福祉	④
				更生医療福祉	④
				地域包括支援事業	⑤⑥
				母子保健事業	⑤⑥
				健康づくり事業	⑤⑥
				結核・感染症・予防接種	⑤⑥
				その他の疾病対策	⑤⑥
				後期保健事業(保健事業)	⑤⑥
				国民健康保険事業(保健事業)	⑤⑥
				歯科保健	⑤⑥
				へき地巡回診療	⑤⑥
				おもちゃ図書館	⑤⑥
				食生活改善推進協議会	⑤⑥
				献血	②
				国民健康保険事業(医療給付業務)	③
				後期高齢者医療	③
				老人保健事業(医療給付業務)	③
				福祉医療	④
				日雇労働保険	④
<b>診療所</b>	4			国民健康保険の被保険者の診療	①②③④
所長(医師)	①	2		上記以外の患者の診療	①②③④
事務長(看護師)	②	2			
事務長補佐(事務)	③	2			
看護師	④	2			

<b>建設課</b>	8		事業グループ	文書受付事務	⑦
課長	①	3	①	設計管理全般	①
課長補佐	②	5	②	現場管理	②
<b>課長補佐</b>	<b>③</b>	<b>13</b>	③	村営住宅全般	②
係長	④	3	④	住宅耐震事業全般	②
係長	⑤	9	⑤	土木一般事務	⑤
主事	⑥	3	⑥	村営住宅に係る事務	③
			産業グループ	住宅耐震事業事務	③
			①	公営住宅事務	③
<b>【環境整備室】</b>			③	入札及び契約事務	③
課長補佐	⑦	3	④	土木全般(設計積算・現場監督)	⑤
業務員	⑧	1	⑤	急傾斜対策事業	⑤
			⑥	河川、道路占用	⑥
				指名願い受付	⑥
			環境衛生グループ	設計管理全般	①
			②	原木市	①
			③	林業全般	③
			⑤	内水面対策事務	③
			⑥	牧場全般	③
			地籍グループ	冷凍冷蔵庫管理	③
			②	農業全般	⑤
			③	猟友会関係	⑤
			④	設計積算事務	⑤
			⑥	現場管理	⑤
				林道維持管理	⑤
				林業一般事務	⑦
				環境衛生全般	②
				ゴミ収集	(収集:直営 処理:一組) ⑦⑧
				上下水道一般事務	③
				水道施設、浄化槽維持管理	(浄化槽維持:民間委託) ③
				検針業務	③
				水質検査	(一部民間委託) ③
				河川愛護	③
				浄化槽設置設計事務	⑤
				環境衛生一般事務(上下水除く)	⑥
				地籍調査に関する所有者、相続人調査事務	②
				地籍調査全般	(一部民間委託) ④
				土地に関すること	④
				登記事務全般	④
<b>会計課</b>	2			公金の出納及び保管	①②
課長	①	3		現金及び物品の出納	①②
係長	②	3		村の歳入歳出決算	①②
<b>議会事務局</b>	1			議会の運営	①
事務局長	①	1			

# 都道府県と市町村の役割分担（道路）

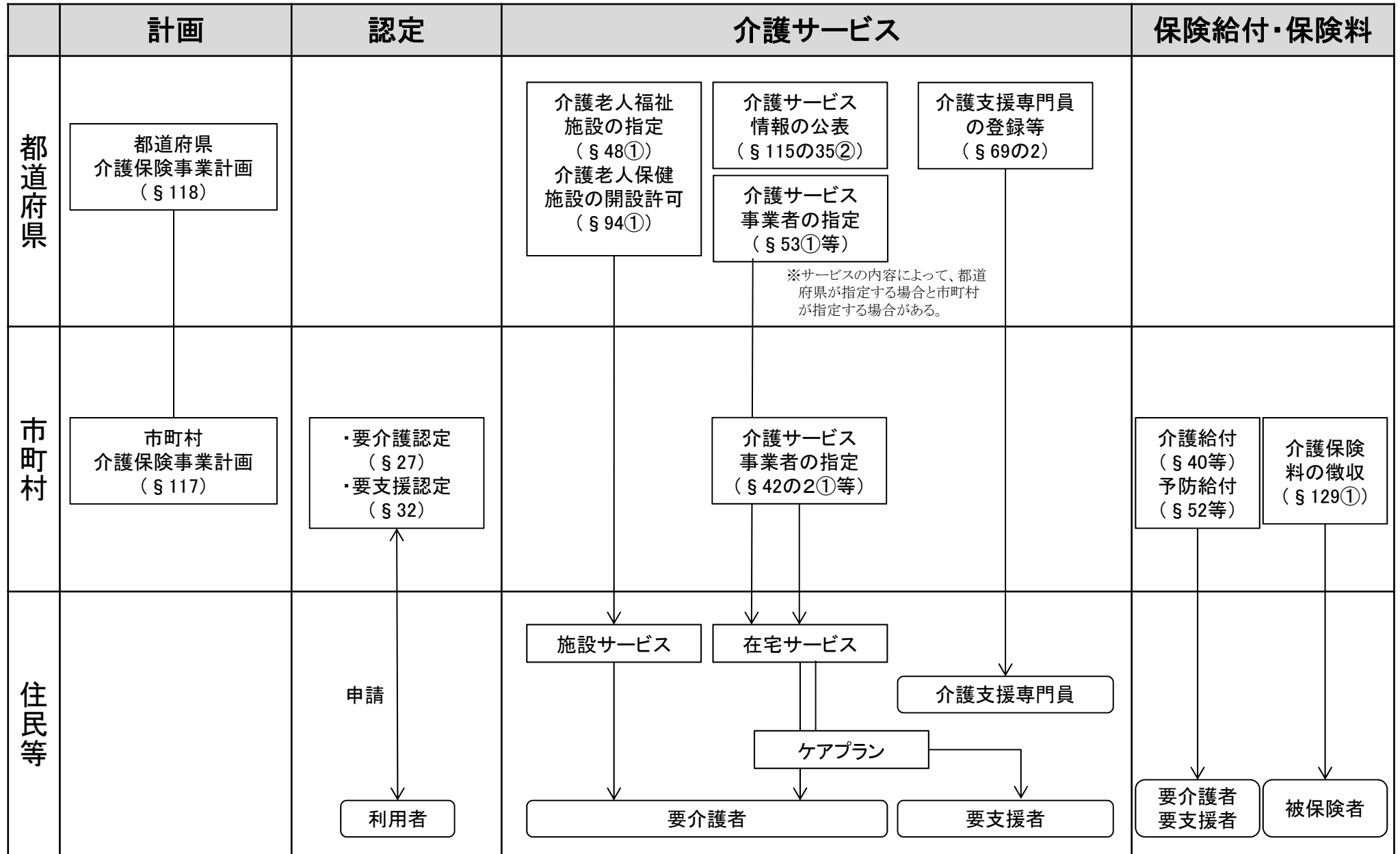
	認定	廃止変更	管理
都道府県	<p>都道府県道の認定 ( § 7① )</p>	<p>都道府県道の廃止変更 ( § 10①② )</p>	<p>都道府県道の管理 ( § 15 )</p> <p>指定区間外の国道の維持、修繕、災害復旧事業その他の管理 ( § 13① )</p>
市町村	<p>市町村道の認定 ( § 8① )</p>	<p>市町村道の廃止変更 ( § 10①② )</p>	<p>市町村道の管理 ( § 16 )</p> <p>都道府県の同意に基づく 都道府県道の管理 § 17②③</p>

# 都道府県と市町村の役割分担（地域保健）

	対人保健分野				対物保健分野
	健康増進	母子保健	精神保健	感染症・難病等対策	食品・生活衛生
都道府県	(健康増進法) (高齢医療法)等  広域的又は専門的な知識 及び技術を要する事業 (健康増進法 § 18①)  市町村に対する 技術的助言 (健康増進法 § 18②) 等	(母子保健法)  健康相談 (§ 9)  市町村に対する 技術的助言 (§ 8) 等	(精神保健福祉法)  精神病院の設置 (§ 19の7①)  精神病院への入院措置 (§ 29①)  複雑又は困難な相談 (§ 6②)	(感染症予防法) (難病法)等  感染症の健康診断 (感染症予防法 § 17②)  難病医療相談 (難病法 § 28①) 等  消毒・駆除 (感染症予防法 § 27,28)	(食品衛生法) (公衆浴場法)等  営業の許可 (食品衛生法 § 52①)  営業施設等の改善命令 (食品衛生法 § 56) 等
	↓  健康増進事業の実施 (§ 19の2) ・健康手帳の交付 ・健康診査  生活習慣相談 (§ 17①) 等	↓  母子健康手帳の交付 (§ 16①)  健康相談 (§ 9)  訪問指導 (§ 11)  健康診査 (§ 12) 等	↓  個別相談 (§ 47③)	↓  消毒・駆除 (感染症予防法 § 27,28)	
市町村					

※市町村には、指定都市、中核市、施行時特例市は含まない。

# 都道府県と市町村の主な役割分担（介護保険）



※市町村には、指定都市、中核市、施行時特例市は含まない。

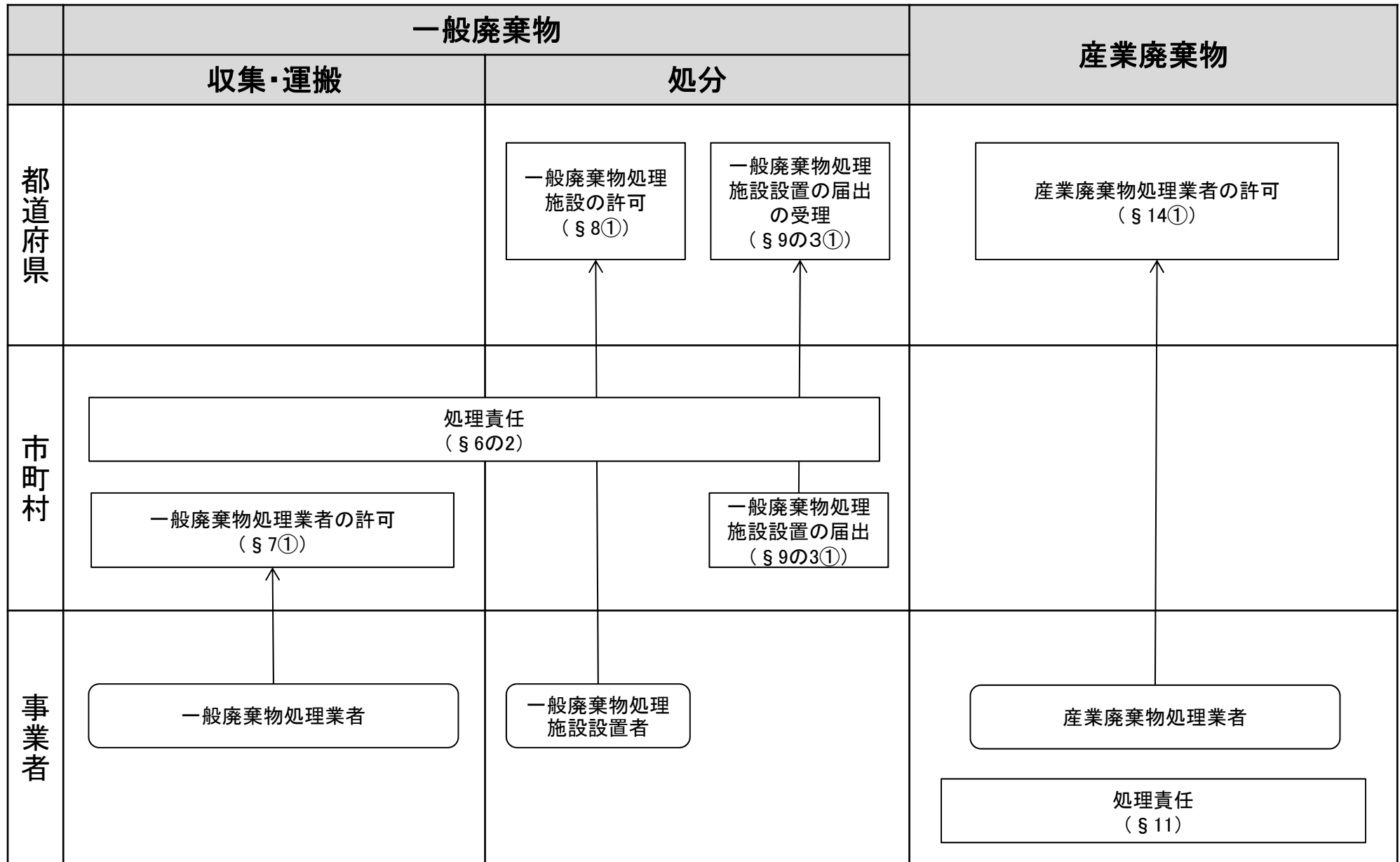
# 都道府県と市町村の役割分担（義務教育）

	設置管理	教職員	学級編成	教科書
都道府県	(学校教育法)	(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     県費負担教職員(市町村立小・中学校等の教職員)の任命                      (§ 37①)                      県費負担教職員の定数、給与等の条例の制定                      (§ 41~44)                 </div>	(公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員の標準化に関する法律)  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     市町村立の小・中学校の学級編成基準の決定                      (§ 3②)                 </div>	(学校教育法)
			↓	↓
市町村				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     小・中学校の設置                      (§ 2、38、49)                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     県費負担教職員のサービスの監督                      (§ 43①)                      県費負担教職員の勤務成績の評定                      (§ 46)                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     市町村立の小・中学校の学級編成                      (§ 4)                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     文部科学大臣の検討を受けた教科書の採択                      (§ 34)                 </div>

※市町村には、指定都市、中核市、施行時特例市は含まない。



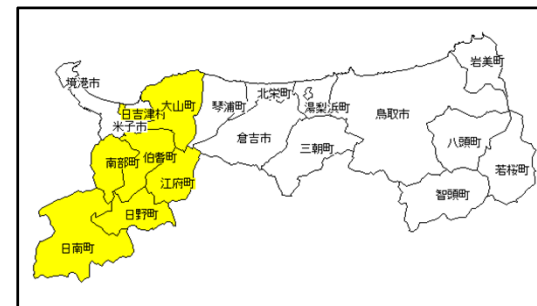
# 都道府県と市町村の役割分担（ごみ処理）



※市町村には、指定都市、中核市、施行時特例市は含まない。

# 鳥取県 新たな広域連携モデル構築事業概要

定住自立圏外にあり、職員体制・財政状況・専門的知識等の面で必ずしも十分とはいえない状況にある町村において、県との垂直連携、県による事務の補完の可能性を調査し、新たな県と市町村における自治体間連携の取組を検討。



日南町・日野町・江府町・日吉津村への補完

公共土木施設の災害復旧時等における人的支援・技術補完

## 目的

- ・災害発生時の調査、査定、復旧工事等に必要な**県の人的支援(職員の派遣)**、**技術支援**、**県と町村との役割分担**等について調査分析
- ・災害発生時以外でも、今後公共インフラの老朽化が進み、適時の維持管理が求められる中、**町村管理の橋梁等の維持管理等に係る県の技術支援**についても検討

## 検討内容

- ① 災害時に備え、県と町村の役割分担・費用負担を整理し、連携協約の締結による、柔軟かつ安定的な連携体制構築の検討
- ② 連携協約による、災害復旧時及び平常時の工事、維持管理、除雪等、県と町村の相互補完体制の構築

## 検討結果

### 連携体制(例)

- ・災害の規模等に応じた町村、県、民間事業者等による 災害復旧のためのチーム結成
- ・維持管理・除雪と災害復旧業務のパッケージ化

### 県との連携の効果

- ・事務が集中する**災害発生初期にも安定的に事務処理を進めることが可能**
- ・専門職員による**迅速かつ効率的処理が可能**

### 課題

- ・県、町村ともに多忙な災害発生時における、必要な人員の確保
- ・責任の所在の明確化、住民や事業者等への周知



■被害確認調査

大山町・南部町・伯耆町・日南町・日野町・江府町・日吉津村への補完

電算システムを活用した連携の構築

## 目的

- ・町村における県システム活用による業務効率化の検討調査

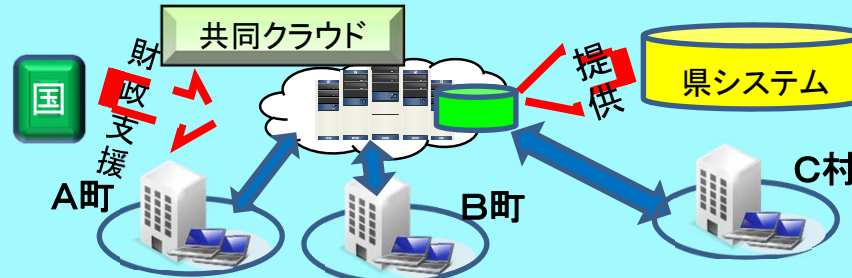
## 検討内容

- ・県・市町村で共通・類似する電算システム(財務会計システム、給与システム等)について、**県システムの活用による町村システムとの共同化等**について検証
- ・具体的には、①県・町村の既存システムの調査、②共同化等に必要なシステム改修、コスト比較③効果・リスク検証などを実施

## 検討結果

### 連携体制(例)

- ・当面は共同化は困難だが、将来的により多くの自治体の参画による共同化等の継続的な検討は有効。



### 県との連携の効果

- ・中核としての県の役割
- ・システムの維持管理、制度改正に伴う改修等**システムコスト・人的コストの削減**
- ・**業務の標準化による効率化の推進**

### 課題

- ・既存システムの契約等勘案
- ・移行に係る費用負担、労力
- ・異なるシステム間の連携
- ・業務の標準化・効率化への職員の意識改革

# 大分県 新たな広域連携モデル構築事業概要

県が補完する条件不利地域	人口/面積	主要産業	主な課題
姫島村 (離島)	2,189人 7km <sup>2</sup>	観光業 水産業	[観光] 情報発信の強化及び受入体制の充実 [水産] 漁獲量の維持・増大 加工商品等の高付加価値化
九重町 (中山間)	10,421人 271km <sup>2</sup>	観光業	[観光] 年間を通じた安定的な宿泊客の確保 観光消費の機会の拡大 おもてなし力の向上



## 県補完の取組

### 事業実施体制

- ・企画立案段階又は事業実施段階において、ノウハウやマンパワー等が不足するという役場の課題に対処するため、県の地方機関である振興局職員を両町村に配置した(=併任職員方式の採用)。
- ・課題や方向性等を両者で共有するため、両町村長及び県関係部局で構成する連携推進会議を設置するとともに、併任職員の活動をサポートするため、県関係部局で構成する連絡調整会議を設置した。

### 【姫島村】ジオツーリズムの展開、水産業の振興

- ・①モニターツアーやおもてなし研修会等の開催、②黒曜石等の学術的調査の実施、などの取組を行った。
- ・①漁協等と連携した今後の対策案の検討、②経営・価格設定自主点検研修会等の開催、③「姫島車えびしゃぶしゃぶ」の普及促進、などの取組を行った。



姫島車えび

### 【九重町】スポーツツーリズムの推進、事務の共同処理の研究

- ・①宿泊施設等に対するアンケート調査及び先進地視察の実施、②おもてなし研修会及び講演会等の開催、③PRパンフレットの作成、などの取組を行った。
- ・隣接する玖珠町と共同処理事務調査・研究会を設置し、連携推進に向けた課題の整理や情報収集等を行った。



PRパンフレット

## 事業の検証・検討

### 事業効果

- ・町村事業の企画立案及び実施に際し、県の有するノウハウや人的ネットワークなどを活用することができ、また県職員が第三者の立場で関わることで事業内容をブラッシュアップできるなどの有効性を確認できた。
- ・従来は、市町村からの相談や要望に対して県が受動的・側面的に支援を行ってきたが、本事業では併任職員を通じ、県が町村事業の企画立案から実施に至るまで直接関与することができた。

### 現れた課題

- ・併任職員のサポート体制については、町村側の配属先及び県が有するノウハウなどを十分に引き出す手法を改善する必要がある。
- ・法令等に県と町村の役割分担が明確に規定されていない事務を対象として、併任職員の配置による県補完を継続的に実施する場合、両者の経費負担の割合を定めるため、役割分担を明確にする必要がある。

### 連携協約案の検討

- ・現段階で連携協約締結時における課題を想定した場合、上記に加え、県議会に対する説明責任、町村側の財源確保等が考えられる。
- ・また、連携協約の内容については、対象分野及び具体的取組を特定する基本方針、併任職員の配置に係る連携方法、同職員の活動に係る両者の経費負担等を規定する必要があると考えられる。

※実際に連携協約を締結するに当たっては、上記課題の解決及び県と町村間の意思の合致が必要